

●香川県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により昭和44年6月26日指道第49号（香川県告示第681号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成20年3月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 廃止年月日 平成20年3月10日
- 2 指定を廃止する道路の位置 坂出市花町426-1、426-5から426-7まで、426-10、426-11、426-13、426-17及び426-18
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 54.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。